

独立行政法人 日本貿易振興機構
(労働者派遣業務(浜松貿易情報センター))

入 札 説 明 書

【一般競争入札・最低価格落札方式】

2016年6月
独立行政法人 日本貿易振興機構

入札説明書の目次 (労働者派遣業務(浜松貿易情報センター))

- ①入札説明書(3－10ページ)
- ②様式1:入札書(11ページ)
- ③様式2:委任状(12ページ)

<別冊>

- 1. 仕様書
- 2. 労働者派遣基本契約書(案)

入札説明書

独立行政法人 日本貿易振興機構

副理事長 赤 星 康

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「日本貿易振興機構」という。)の入札公告(2016年6月29日付)に基づく入札等については、日本貿易振興機構規程及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 案件名及び数量 労働者派遣業務(浜松貿易情報センター) 一式
- (2) 調達件名の内容等 別冊仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 2016年8月15日から2018年3月31日まで
- (4) 履行場所 別冊仕様書のとおり。
- (5) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うので、

①入札者は、契約条件を契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、仕様書等に規定するもの等一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

②落札決定に当たっては、入札書(別紙様式)に記載された金額に消費税及び地方消費税課税対象金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額(税別金額)を入札書に記載すること。

③入札者は、入札後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成28・29・30年度の業種区分「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 上記2.(2)の資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構の競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。

申請方法：2016年7月6日(水) 17時00分までに申請書類を日本貿易振興機構の競争参加資格デスクまで提出するとともに、本案件への入札を目的とする申請である旨を同

デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記6.（5）に記載のとおり。

審査の結果は2016年7月7日（木）17時00分までに同デスクより連絡する。

- （4）公告の日から開札の日までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- （5）履行期間開始日時点で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に定める一般労働者派遣事業者であること。（更新手続中も当該事業者とみなす）
- （6）プライバシーマークの使用許諾を保有していること。又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。（更新手続中の場合も保有しているものとみなす）
- （7）株式会社イー・スタッフィングが提供する人材派遣管理システム「e-staffingシステム」の利用について同意し、入札書提出時に日本貿易振興機構に対し参画申請済みであり、且つ就業開始日に接続可能であること。
- （8）日本貿易振興機構と2015年3月31日以前に労働者派遣基本契約を締結している者が本案件に入札する場合は、当該契約を解除し、新たに別冊2の労働者派遣基本契約について締結するものとする。

3. 入札者に求められる義務

- （1）入札者は、次の＜提出物一覧＞にて定める書類を、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

＜提出物一覧＞

- ①〔様式1〕入札書（封緘すること）
 - ② 競争参加資格を有することを証明する書類の写し
（以下(ア)(イ)(ウ)のいずれかを、封緘せず、入札書に添えて提出）
 - (ア) 日本貿易振興機構の競争参加資格を有する場合 資格登録/決定通知書の写し
 - (イ) 全省庁統一資格を有する場合 審査結果通知書の写し
 - (ウ) 日本貿易振興機構の競争参加資格を申請中の場合 申請書の写し
 - ③〔様式2〕委任状（封緘せず、入札書に添えて提出。ただし代表者による入札で、かつ開札会に代表者が出席する場合は提出不要）
 - ④ 2.（5）（6）の条件を満たしていることを証明する書類の写し。プライバシーマーク更新手続中の場合はプライバシーマーク付与事業者更新審査中証明書の写し。（封緘せず、入札書に添えて提出）
- （2）全省庁統一資格をもって入札に参加し落札者となった場合は、日本貿易振興機構の競争参加資格に登録するものとする。
 - （3）入札者は、提出した入札書等の引換、変更又は取消をすることができない。
 - （4）開札日の前日までにおいて、入札書等に関し日本貿易振興機構より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル 6階

日本貿易振興機構 ビジネス展開支援部 担当：葉梨

TEL：03-3582-5017 FAX：03-3585-1630 E-mail：bdb-concierge@jetro.go.jp

(2) 入札説明書の交付場所

本公告の日から日本貿易振興機構ホームページ上及び浜松貿易情報センターにて交付。

調達情報：<http://www.jetro.go.jp/procurement/bid/>

日本貿易振興機構 浜松貿易情報センター

〒432-8036 浜松市中区東伊場2丁目7番1号

浜松商工会議所会館 5階

担当：藤本 和彦 TEL：053-450-1021

なお、入札説明会は実施しない。

(3) 質問等の受付

①質問の受付方法：Eメール：bdb-concierge@jetro.go.jp

②質問の受付期間：2016年6月29日（水）から2016年7月7日（木）
12時00分まで

③質問の回答方法：Eメール（入札説明書を受領した者全員に回答するので、受領者は必ずbdb-concierge@jetro.go.jp に受領した旨連絡すること）

④質問の回答期限：2016年7月8日（金）17時00分

(4) スキルシート提出

応札予定の場合、2016年7月20日（水）12時までに下記メールアドレス宛に派遣候補者のスキルシートを提出すること（別冊仕様書6.派遣元の要件確認のため）

別冊仕様書6.派遣元の要件①の具備を確認できない場合は、開札会へ参加することができない。

開札会に参加できない場合のみその理由を明示し2016年7月22日（金）17時までに応札予定者へメールにて連絡する。（参加できる場合は、連絡しない）

※メールの件名は、応募ポスト名_応札者名とすること。「株式会社」その他は一切記載しないこと

例）「浜松貿易情報センター」案件に「株式会社ジェトロ」が応札する場合、メールの件名は「浜松貿易情報センター_ジェトロ」となる

※添付ファイル名も「応募ポスト名_応札者名」とすること。「株式会社」その他は一切記載しないこと

例）「浜松貿易情報センター」案件に「株式会社ジェトロ」が応札する場合、ファイル名は「浜松貿易情報センター_ジェトロ」となる

提出先メールアドレス：bdb-concierge@jetro.go.jp

(5) 入札書の受領期限

2016年7月26日（火）12時00分（郵送等による場合は必着のこと）

（6）開札の日時及び場所

2016年7月27日（水）15時00分

日本貿易振興機構 本部（東京） 7G会議室（7階）

（7）入札書の提出方法

①入札者は、入札説明書、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟知のうえ入札しなければならない。

②入札者は、次に掲げる事項を記載した入札書を直接に又は郵便等で提出しなければならない。

（ア）案件名

（イ）入札金額

（ウ）入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
（法人の場合は代表者印とする。外国人の署名を含む。以下同じ）

（エ）代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号
及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③直接入札

直接に提出する場合は入札書を封書に入れ封緘のうえ、入札者の氏名（法人の場合は、その名称
又は商号）を明記し、「7月27日開札（労働者派遣業務（浜松貿易情報センター））の入札書
在中」と朱書の上、提出しなければならない。この場合において、上記3.（1）②以降で定め
る提出物を、同時に提出しなければならない。

④郵便等入札

信書便（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封
筒に「7月27日開札（労働者派遣業務（浜松貿易情報センター））の入札書在中」と朱書し、
中封筒には直接に提出する場合と同様に氏名等を明記し入札書を入れ封緘のうえ、上記4.（1）
宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。この場合において、上記3.（1）②以
降で定める提出物を、同時に提出しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（8）代理人による入札

①入札者は、代理人をして入札させるときは、上記4.（5）の入札書の受領期限までに委任状（別
紙様式）を入札書に添えて（同封はしない）提出しなければならない。委任状には、入札者本人
の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載及び押印しなければ
ならない。

②入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

③入札者は、契約に関する内規第12条第3項に該当する者を代理人とすることができない。

（9）入札の無効

入札で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格を有しない者による入札

②案件名及び入札金額のない入札

③案件名に重大な誤りのある入札

- ④委任状を持参しない代理人による入札
- ⑤代理人による入札で、入札者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、入札者本人の氏名、代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑥記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）の欠く入札
- ⑦金額を訂正した入札でその訂正について印の押していないもの
- ⑧誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- ⑨明らかに連合によると認められる入札
- ⑩同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
- ⑪入札公告及び入札説明書において示した入札者に求められる義務等を履行しなかった者の入札
- ⑫入札受領期限までに到着しない入札
- ⑬独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札
- ⑭上記①から⑬以外に本入札説明書の記載事項に違反した入札
- ⑮その他契約を締結することにより日本貿易振興機構の信用を毀損する恐れがあるなど、契約相手方として不適当であると認められる者の入札

（１０）入札の延期等

入札者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（１１）開札

- ①開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- ②入札者又は代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③再度の入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。すべての入札者又は代理人が開札に立ち会っている場合にあつてはその場所において直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。なお、直接入札においては入札者又は代理人が立ち会わなかった場合、郵便等入札においては郵便等入札が再度の入札期限に間に合わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

５．落札者の決定方法

- （１）上記４．（７）に従い入札書を提出した入札者であつて、上記２．の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、入札価格が日本貿易振興機構の「会計規程」第３３条の２の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が著しく低い金額の場合には、業務実施体制等実施可能性につき検証を行うため、落札者決定は保留することとする。
- (3) 落札となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。また、入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときには、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6. その他

(1) 支払条件

別冊契約書（案）による。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(3) 契約書の作成の要否 要。「労働者派遣基本契約書」及び e-staffing システムによる「個別労働者派遣契約書」について締結すること。

(4) 落札決定後においても、落札者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札決定を取り消し、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(5) 本案件に関する問い合わせ先

①連絡先

◆競争参加資格、e-staffing 以外の連絡先◆

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル 6階

日本貿易振興機構 ビジネス展開支援部 担当：葉梨

TEL：03-3582-5017 FAX：03-3585-1630 E-mail：bdb-concierge@jetro.go.jp

※入札方法等に関する質問は、上記宛にお願いします。

◆競争参加資格登録窓口◆

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル 11階

日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスク（オフィスサプライセンター内）

TEL：03-3582-4955 FAX：03-3505-6579

E-mail：touroku@jetro.go.jp

なお、申請要領及び申請書フォーマットは日本貿易振興機構のウェブサイトを参照のこと。

<http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>

◆e-staffing 登録窓口◆

株式会社イー・スタッフィング カスタマーサービス部（担当：岡村、藤本）

TEL：03-5217-2811 E-mail：dounyu@e-staffing.co.jp

②競争参加資格手続き

入札にあたり、未登録の派遣元は登録手続きをお願いします。

・弊機構競争参加資格登録

→ 日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスクへ

- ・弊機構と個別契約書作成ならびに勤怠管理に伴う e-staffing 登録

→ 株式会社イー・スタッフィング カスタマーサービス部へ

③担当部署への連絡等

- ・入札説明書等を入手（ダウンロードを含む）した派遣元は、上記 6.（5）記載の連絡先へメールでご連絡下さい。質問があった場合、入札説明書等を入手した全者宛に回答します。
- ・期限内に仕様書要件を満たす候補者のスキルシートをメールでご提出下さい。
- ・郵便等入札の場合には、期限内に入札書類一式が到着するようにご郵送下さい。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

入 札 書

年 月 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤 星 康 殿

住 所

氏 名 (名称)

代 表 者

印

(代 理 人

印)

入札金額 (税別) ￥

※時間単価ではなく総額を記入すること

上記金額算出

①単価： 円 (法内時間／請求単価 100%)

②単価： 円 (法外時間／①単価の 125%／1 日 8 時間超)

※②単価は、小数点以下切捨てとする。

a. 法内時間 (①単価 円×8 (時間／日)×397 日 = ￥)

b. 法外時間 (②単価 円×390 時間 (法定外勤務見込) = ￥)

入札件名 労働者派遣業務 (浜松貿易情報センター)

入札説明書内容及び契約条項を承諾のうえ入札します。

委 任 状

年 月 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤 星 康 殿

住 所

氏名（名称）

代 表 者

印

私は下記の者を代理人と定め、労働者派遣業務（浜松貿易情報センター）（2016年6月29日付公告）に関し、次の事項に関する権限を委任します。

1. 入札（見積り）に関する事
2. 開札の立会いに関する事

記

受 任 者 氏 名

受任者使用印鑑

以 上